

# **最終保障提供責務の導入等に伴う 基礎的電気通信役務制度の在り方 三次報告書**

---

## **概要**

**令和 8 年 7 月 2 1 日**

- **電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**等に向け、一次答申（※1）・二次答申（※2）までの経過も踏まえつつ、令和8年2月から必要な事項について検討を加え、その結果をとりまとめ。

（※1）情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申」（令和8年2月17日）

（※2）情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申」（令和8年3月16日）

## 1. 新たに追加するユニバーサルサービスの扱い

- NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含め、**モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化を早期に実現**できるよう、必要な制度整備を進める
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービス化**に向けては、**令和9年度以降、具体的な検討**に着手

## 2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方

- **役務提供確認は、利用者の利便や安心・安全により一層配慮した仕組みを検討**すべき
- 「**役務提供確認データベース**」の構築・運用は、基礎的電気通信役務支援機関の**附帯業務**と位置付け
- **企業努力や協力関係の構築を通じた経済合理性の働く範囲内でのユニバーサルサービスの提供範囲の最大化**を旨として、ガイドラインを策定すべき

# みんなで支えるユニバーサルサービスの実現へ

## 3. 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方

- 交付金により補填すべきところには**重点的に補填**する方向で見直しを図るとともに、「**ユニバーサルサービス料**」への影響についても配慮しつつ取組を進める。
- 事業者にとってなるべく簡素でわかりやすい、統一感のある制度設計を志向。

### 第一種交付金制度の見直し

- メタル維持コストは当面減らないため、**現行モデルのチューニング**で対応
  - ・「**2σ**」は**終了**（令和8年度措置、令和10年度交付分から適用）
  - ・高コスト地域（回線単価上位**4.9%**）に限り補填する措置については、**競合サービスが実際に終了するまでの間に、見直しを検討**
  - ・**光IP補正は当面維持、モバイル網固定電話の扱いは今後検討**
- 固定電話の**支援区域の単位は「都道府県」、第一種適格電気通信事業者の指定基準は「都道府県ごとに90%以上」**

### 第二種交付金制度の見直し

- 政府目標達成に向け、**特別支援区域の対象を拡充**
  - ・**大幅赤字区域は全体収支黒字でも交付可能とする**
  - ・**公設海底光ファイバの譲受け後の赤字を全額補填可能とする** 等
- **令和9年度以降、事業者が自ら選定・申請した「担当支援区域」**についての指定を受けた後に、**最終保障提供責務も含め、面的にブロードバンドサービスを提供する実態に即して、双方を実績ベースで交付する運用に変更**
- **負担金徴収の顕在化した課題への対応方策について速やかに検討**

### 最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法

- **新規設備の費用は整備時に全額計上、既存設備の費用は「モデル上の費用と同額とみなす方法」**により算定。
- 最終保障電気通信役務としての提供が**終了した場合でも、継続していたならば通常補填される範囲内**で、**一定の期間継続して算定対象とする**。
- 制度**施行後**において、**サンプリング調査等**により、原価の算定方法等の**妥当性を検証**する仕組みを検討。

- **モバイル網固定電話**について、一次答申では、**技術基準の検討の結果**について、委員会においてとりまとめた「**基本的考え方**（※）」に沿うものであることが確認できた段階で、ユニバーサルサービスとして制度化するための**制度整備に着手することが適当**としたところ。

※ メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しつつ、①従来のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていないことや、②本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること、さらには、③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要がある。

- **令和8年5月にIPネットワーク設備委員会**（※）でとりまとめられた「**技術的条件**」では、主に以下の4点の内容が示された。

※ 情報通信審議会 電気通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会(主査:相田 仁 東京大学 特命教授)

- ① **責任分界点**については、実態を踏まえ、ターミナルアダプタ（TA）を端末設備として扱い、責任分界点は基地局とTAの間にあるものと整理することが適当。
- ② **品質**については、POLQA と遅延の各々の基準値を定めつつ、規定ぶりに柔軟性を持たせることは、「低廉性」や「利用可能性」から見て好ましい。
- ③ **緊急通報機能**については、(1)短期的には、メタル固定電話の代替として活用するケースが光回線の未整備エリアなど限定的であることや、ユニバーサルサービスとしての「低廉性」や「利用可能性」も考慮し、現行サービスの仕様（音声伝送携帯電話番号による緊急通報やGPS・基地局の位置情報の通知）での早期のサービス提供を可能とする。(2)中長期的には、より精度の高い位置情報やその他に提供すべき情報についての検討を進め、事業者においても実装に向けた継続的な検討を進める。その中で、住所情報、通報者が使用する0 ABJ番号及び氏名の通知についても、普及段階に確実に実現するように検討する。
- ④ **損壊・故障対策等の設備規律**については、現行どおり、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ規律がかかることとする方向が適当。

- **電気通信番号政策委員会**（※）においても、**モバイル網固定電話の効率的な提供を確保するため、提供エリア拡大のために新たに多大な費用を要すると見込まれる「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置」を要件とせず、番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないようにするための技術的措置を講ずること等を要件とすることが適当**との内容が令和8年5月にとりまとめられたところ。

※ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会(主査:相田 仁 東京大学 特命教授)

- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**について、一次答申では、政府目標の実現に向けて取り組んだ後になお**光ファイバが未整備の世帯**において、**令和10年度からの開始を念頭に**ユニバーサルサービスとして**制度化を検討**するとともに、第二種支援区域の指定制度との関係では、要件である「**競合事業者がいないこと**」の「**競合事業者**」にワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）も原則として含まれるが、政策目的達成のために必要な場合には、例外的に含めない方向で検討を進めることが適当とされたところ。

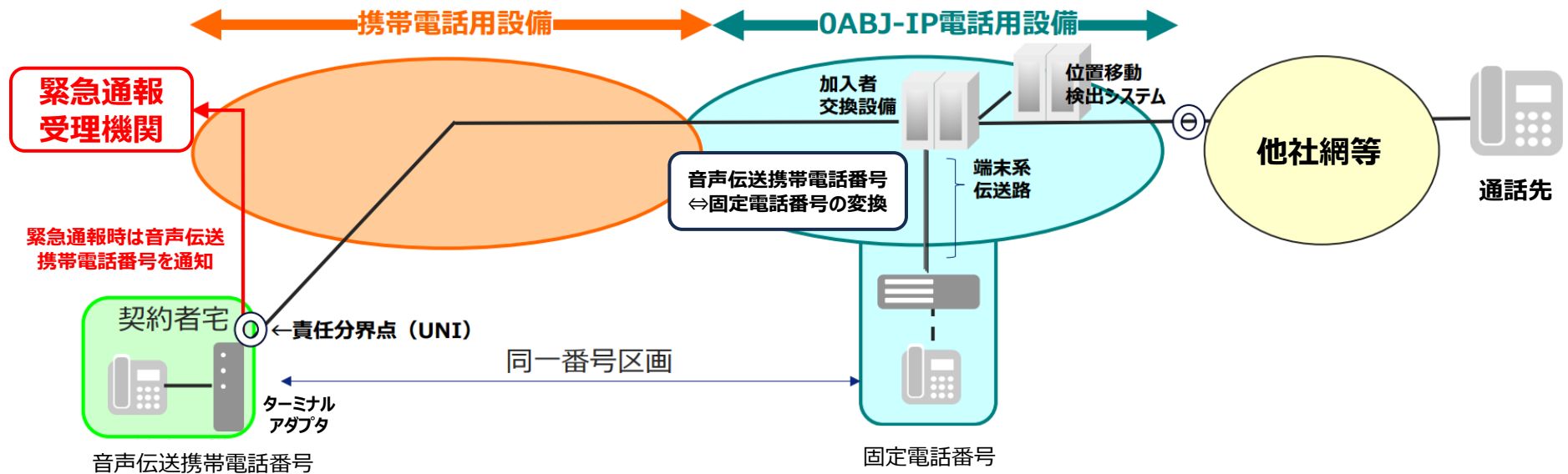
## 考え方

- 各委員会での検討の結果は、ユニバーサルサービスとしての**モバイル網固定電話**について、「**不可欠性、低廉性、利用可能性**」に**最大限配慮しつつ、最低限の品質を確保**しようとするものと考えられ、「**基本的考え方**」に沿うものであると認められることから、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含め、モバイル網固定電話の**ユニバーサルサービス化を早期に実現**できるよう、総務省において**着実に制度整備**が進められることを期待。
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**のユニバーサルサービス化に向けては、**安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうかの観点から**、ユニバーサルサービスとしての品質の在り方や、支援区域の指定要件における扱いを含め、**令和9年度以降、具体的な検討に着手することが適当**。

- モバイル網固定電話は、携帯電話網を活用した固定電話サービスであり、**携帯電話事業者各社が現在提供中。**
- **NTT東西**は、固定電話サービスのメタルから光・モバイルを用いたサービスへの移行に当たり、**メタル固定電話の代替サービスとして、卸提供を受けてモバイル網固定電話を提供することを要望。**

|           | NTTドコモ     | KDDI        | ソフトバンク    |
|-----------|------------|-------------|-----------|
| サービス名     | homeでんわ    | ホームプラス電話    | うちのでんわ    |
| 開始時期      | 2022年3月29日 | 2014年12月17日 | 2017年7月5日 |
| 月額料金（税込み） | 1,078円～    | 1,463円      | 1,078円～   |

### <ネットワーク概要図>



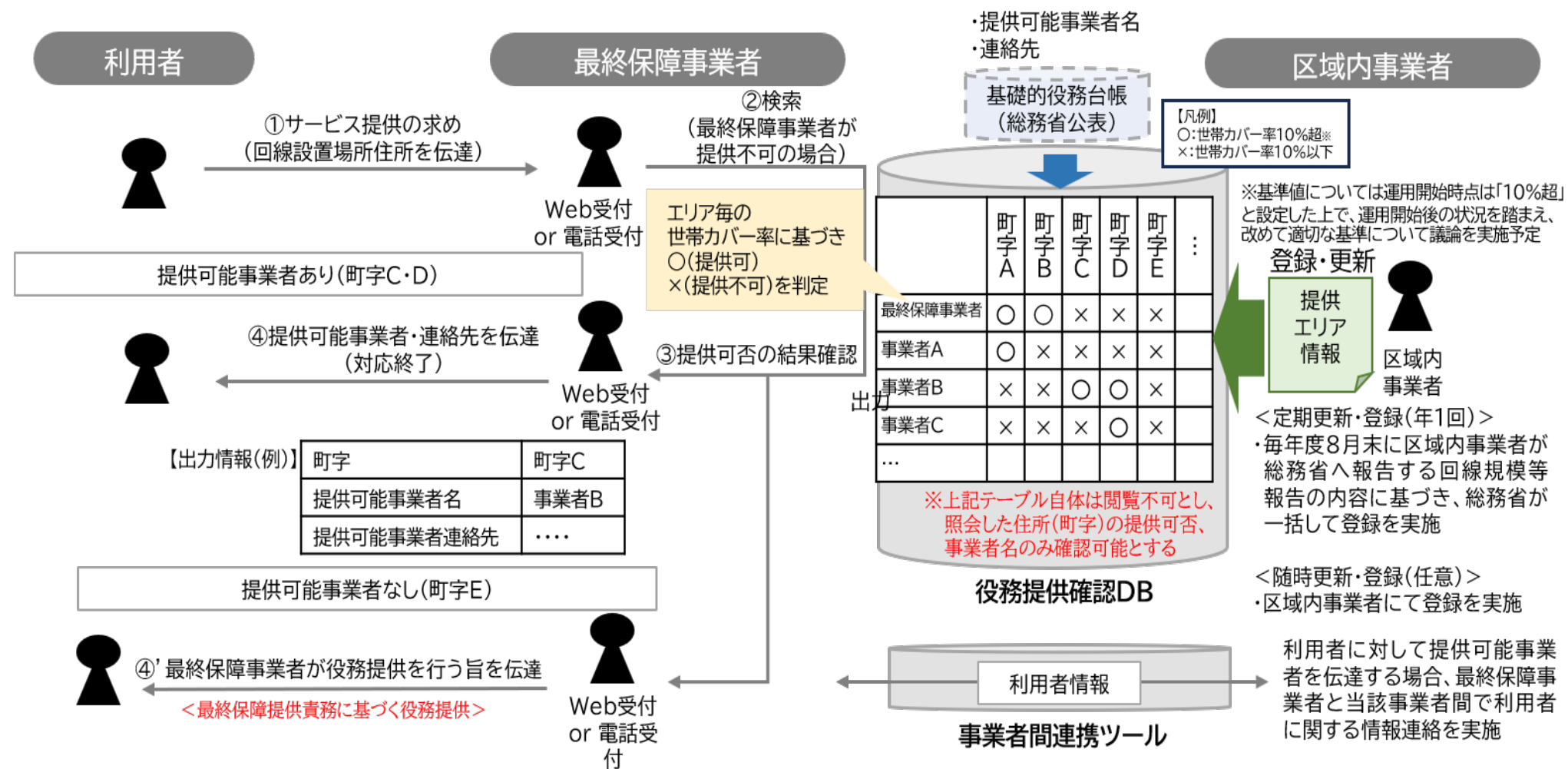
## 2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方

### (①役務提供確認の手續)

- 「役務提供確認」について、一次答申においては、①最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者の**双方にとって効率的なものとなるよう、あらかじめ取得・把握可能な情報を集約・整理した上で、運用ルールを含め、最終保障提供責務の円滑な履行に資する仕組みを整備**する方向で検討を進めること、②その検討に当たっては、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者の**双方に生じうる負担の程度等にも配慮しつつ電気通信事業者間で円滑な調整が図られるよう、事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形で検討を進めていくことが適当であるとされたところ。**
- これを受け、「最終保障提供責務に係る役務提供確認に関する**事業者間会合**」が令和8年2月から5月にかけて計4回開催され、役務提供確認の手續として、利用者の申し込みの都度、事業者間で提供可否の確認を行うのではなく、**各事業者の提供エリア情報を格納した「役務提供確認データベース」を構築・活用**した確認方法を用いることにより、最終保障電気通信事業者・区域内電気通信事業者**双方の負担の軽減**を図るとともに、速やかな提供可否判定の実現による**利用者利便の向上を図る方向で検討**が進められている。

### 考え方

- 「役務提供確認データベース」を用いて提供の求めのあった設置場所において提供可能な事業者を判定する仕組みを導入する方向で検討が進められている点については、**事業者の負担軽減を最大限追求**するとともに、**確認時間の短縮等による利用者利便の向上**をも図ろうとするものであると考えられることから、**基本的には妥当なものと考えられる。**
- この「役務提供確認データベース」の構築・運用の業務について、法令で定める役務提供確認及び確認に対する回答の義務を効率的に履行するためのものであり、全ての最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者双方にとって利益となるものであるという性質から、制度上、基礎的電気通信役務支援機関による「**交付金の交付**」に**附帯する業務**として位置付けることが適当である。
- 今後、以下の点も踏まえて、**利用者にとってより一層便利でわかりやすく、安心して手続を行えるような仕組み**を検討すべきである。
  - ・ 提供の求めは、**ブロードバンド環境にない利用者**からなされることも想定して、利用者と事業者が**円滑に連絡できる手段**を念頭に置いて検討を進めること
  - ・ 例えば、最終保障電気通信事業者から利用者情報の提供を受けた区域内電気通信事業者は、提供の求めがあった提供場所へのサービス提供ができないことが明らかなきは「提供不可」である旨を最終保障電気通信事業者に速やかに連絡して、その結果も踏まえて利用者に役務提供確認の結果を回答するなど、**役務提供確認データベースによる判定の精度を補うこと等**によって、**利用者に手続上の負担を極力かけない方策**を検討すること
  - ・ 利用者が制度を理解した上で第三者に惑わされることなく円滑に手続が進められるよう、**利用者の観点からの課題を抽出して対応方策を検討**するための取組の実施を検討すること



## 2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方 (②新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針)

### 基本的考え方

- 最終保障提供責務の導入に伴う新たなユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、その基本的考え方として、ユニバーサルサービスを提供する全ての電気通信事業者の**企業努力**や最終保障電気通信事業者との**協力関係の構築**を通じた**経済合理性の働く範囲内でのユニバーサルサービスの提供範囲の最大化**と、**経済合理性の働かない範囲での通信環境の整備・維持を支援する交付金制度との両輪**によって、「**ユニバーサルサービス制度の最適解**」を実現することを旨とすることが適当である。
- 今後、総務省において、新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針（「ユニバーサルサービスに係る電気通信事業法の適用関係に関するガイドライン（仮称）」を策定するに当たっては、以下の考え方に沿って検討を進めることが適当である。

### 検討の方向性

- 「**提供の求め**」（事業法第25条の2第1項）：地方公共団体から、地元住民に対して固定電話・ブロードバンドの役務を提供してほしいとの申込みがあったときも、**個々の地元住民からの役務提供の求めが具体化している場合は、「提供の求め」に該当すると考えられる。**
- 「**経営上の理由**」（事業法第25条第1項）：自らの業務区域内の**追加的な需要**に応じようとする**と当該需要に応えるための提供コストに見合う収益が見込めないことが「経営上の理由」の典型として考えられる。**一方、**追加的な需要に応じるための合理的な対応（※）を行った上でなお、当該需要に応えるための提供コストに見合う収益が見込めるときは、正常な企業努力の範囲内にあるものとして、原則として「経営上の理由」には当たらない。**

※ 例えば、①提供場所における光ファイバの敷設や引き込みが可能かどうかについて調査を行う、②利用者側の端末の設置場所を工夫する、レピータを設置する等により通信環境の改善を図る、③工事等の人員不足が見込まれる場合は体制や工期を調整する等が考えられる。このような調査・検討を尽くさないまま提供しないと判断することは「追加的な需要に応じるための合理的な対応」を行ったとは言えず、そのような場合は「経営上の理由」には当たらない。

- 「**特にやむを得ない理由**」（事業法第25条の2第1項）：最終保障電気通信事業者の努力のみではどうにもならない**地理的条件等の客観的な状況に限定して捉えた上で、社会通念上、最終保障電気通信事業者にユニバーサルサービスを提供させることが著しく困難又は不相当と認められる場合とする。**ガイドラインにおいては、例えば以下のような事例を具体的に整理して記載することが適当。

- ① **地形・建物の特殊性等**により提供が不能である場合
- ② **工事施工者の安全確保が図れない場所**への提供の求めがあった場合
- ③ その他、設備の**技術的・物理的な制約**（伝送距離等）により提供が不能である場合、又は事業者に起因しない要因により、その提供の求めに応じることによって円滑な役務の提供に支障が及ぶと判断される場合
- ④ 現に人が定住していない「**非居住拠点**」への提供の求めがあった場合は、住民票がない等などの形式で判断するのではなく、例えば二地点居住やリモートワーク拠点など、社会生活を営む上で通信手段を確保すべき利用実態が認められる限り、「特にやむを得ない理由」には当たらない。

## 2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方 (②新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針)

### 検討の方向性 (続き)

- 「**近隣電気通信事業者**」(事業法第25条の4第1項) : 最終保障電気通信役務の提供場所が所在する市区町村のほか、最終保障電気通信事業者が**最終保障電気通信役務の提供のために電気通信設備等の設置が必要と認める市区町村の全部又は一部を業務区域の範囲に含む電気通信事業者**(最終保障電気通信事業者を除く。)を指すものと整理することが適当。
- 「**必要な協力**」(事業法第25条の4第1項) : 近隣電気通信事業者の**既存の電気通信設備等を用いて行うことを基本**とした上で、以下のものをガイドラインに記載しつつ、技術の進展や事業実態等を踏まえて、**随時アップデート**を図っていくことが適当。
  - ① 近隣電気通信事業者の保有する**光ファイバ(予備芯線)**等の貸出し
  - ② 最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者の光ファイバと相互接続する装置等を設置するための**コロケーション**の提供
  - ③ 最終保障電気通信事業者が光ファイバの敷設を行う際に必要となる近隣電気通信事業者の保有する**線路敷設基盤(電柱・管路等)**の貸出し
- (協議に応じることを拒否できる)「**正当な理由**」(事業法第25条の4第2項) : 接続応諾義務を負わない「**正当な理由**」(事業法第32条等)をベースとしつつ、近隣電気通信事業者による協力が既存の電気通信設備等を用いることを基本とするものであるという性質を踏まえ、以下のとおりとすることが適当。
  - ① **近隣電気通信事業者**が行う電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
  - ② 近隣電気通信事業者の**利益を不当に害するおそれがあるとき**
  - ③ 協力に関し**最終保障電気通信事業者が負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき**
- 「**協定等の細目**」(事業法第25条の5第2項) :
  - ・ 個別具体的な状況に応じた**最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との間の協議に委ねることを基本**。
  - ・ 具体的な金額について**当事者間の協議が調わないときは、総務大臣は、「適正な原価」に「適正な利潤」を加えることを対価の額の基準とするとの方針を基本として裁定**を行うこととし、新たに整備する裁定制度における「適正な原価」等の算定に当たっては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を参照して、協力に係る**設備の減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額**とすることを原則とすることが適当である。
  - ・ 裁定に当たっては、「適正な原価」等の算定のため、**協定等の締結に至ったケースでの実績値等**、算定根拠となるようなデータの提供を最終保障電気通信事業者及び近隣電気通信事業者に対して求めることとすることが適当。

## (①基本的考え方)

- 最終保障提供責務の導入に伴って、既に提供されている電話・ブロードバンドサービスの赤字額の一部を補填する**現行の交付金制度と並存する形で最終保障電気通信役務の交付金制度を整備**することとなる。
- 一次答申では、最終保障電気通信役務の交付金制度の考え方と現行の交付金制度の考え方を**整合的なもの**とし、全体として、交付金制度が円滑に運用されるよう、**両者の検討について緊密に連携を図る**こととしていた。
- 二次答申では、現行の交付金制度について速やかに検討すべきものについて方向性を示すとともに、第一種交付金制度の抜本的な見直しや、令和8年度に初めて交付されることとなる第二種交付金制度の運用状況を踏まえた見直しについては、最終保障電気通信役務の交付金制度と一体的・整合的に検討するとの方向性を示したところ。

## 基本的考え方

- **ユニバーサルサービスの維持は制度導入当初に比べていっそう困難**となっており、維持に要するコストをどのように捻出するかがますます喫緊の課題となっている。このような現状においては、負担金を原資とするユニバーサルサービス**交付金により補填すべきところには重点的に補填する方向**で交付金制度の見直しを進め、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信環境を実現していくべき。
- その上で、交付金制度を**利用者の理解を得ながら運用**していくためには、**交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当**。総務省においては、**実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう**、交付金制度の検討・整備を進めていくべき。
- 今般の最終保障提供責務の導入に伴い、自主的なユニバーサルサービスの提供に対する現行の交付金制度の手続と、最終保障電気通信役務（最終保障提供責務としてのユニバーサルサービス）の交付金制度の手続の双方に対応することが必要となるため、**事業者にとってなるべく簡素でわかりやすい、統一感のある制度設計を志向**することが適当。
- 現行の交付金制度は、令和9年度交付分の手続が足元で進められつつあるのに対して、最終保障電気通信役務の交付金制度については、令和9年度に最終保障提供責務の制度が施行されることが見込まれることを踏まえると、令和11年度交付分の手続にあわせて制度を設計していくことが基本となる。
- 本委員会においても、上記スケジュールを踏まえた上で、**検討結果を早期に制度に反映**することを求める観点から、**時期を明記できるものは極力明記**することとするが、特に、第一種交付金制度については、メタル加入電話の光回線電話等への移行の状況を注視しながら、適時適切なタイミングで見直しを図っていくことが適当。
- 今後、総務省が制度整備を進めていくに当たっては、**メタル加入電話の移行状況等の諸般の事情を踏まえつつ、時期を明記したものも含め、可能な範囲で早めに制度整備に着手し、実行に移す**ことが適当。

### 基本的方向性

- **NTT東西によるメタル加入電話の光回線電話等への移行計画**では、令和8年4月から一部エリアでの先行的な移行に着手し、**令和10年4月頃**から**エリア単位での段階的なサービス終了を開始し、2035年を目途に移行を完了**させることが想定されている。移行に当たって、NTT東西は、メタル加入電話の利用者に対して、光回線電話・（ブロードバンド重畳型の）光IP電話、ワイヤレス固定電話のほか、令和10年4月頃からは、第1章で述べたモバイル網固定電話を提供する意向を示している。
- **メタル回線電話の維持コスト**は、メタル加入電話の光回線電話等への**移行が進む中でも当面減らない**と想定されること（※）、その時期については今後の実際の移行状況によってくることを踏まえれば、**当面は、メタル加入電話をベースとして補填する**現行の考え方を**維持**しつつ、現在2円程度となっている番号単価（交付金規模）の推移や光回線電話等への移行の実態を踏まえ、**現行モデルのチューニングを図ることを基本として設計**することが適当。  
※ 令和10年4月からエリア単位での段階的なサービス移行が開始され、その1年後に当該エリアにおけるサービス終了が行われることを前提とした場合でも、メタル加入電話の用に供されているメタル回線が実際に撤去されるのは、早くとも令和11年4月以降、エリア単位での段階的なサービス終了が本格化し、一定のエリア単位で移行が完了した後であり、ある程度のボリュームでメタル回線電話の維持コストが減少するのは、「一定のエリア単位での移行完了」が本格化してくる時期と考えられる。
- 中長期的にはメタル加入電話が提供されることはなくなり、専ら光ファイバや携帯電話網をベースとしたサービスが提供されることになるため、第一種交付金制度についても**メタル加入電話をベースとした補填の仕組みは中長期的にはその役割を終え**、光ファイバや携帯電話網をベースとした電話のユニバーサルサービスの提供コストが赤字となることが見込まれる場合には、その赤字を補填するための第一種交付金の算定方法等を整備していくことが必要。
- 総務省においては、「**光ファイバや携帯電話網をベースとした新たな交付金制度**」について、メタル加入電話の移行の進捗状況も踏まえつつ、**メタル加入電話移行後の電話のユニバーサルサービスの在り方とあわせて、適切な時期に検討に着手**することが求められる。

### 具体的方向性

#### 1) 第一種交付金の算定方法の見直し

- 算定のベースとしては**当面LRIC方式を採用**することが適当。
- LRIC方式により算定されたベンチマークを超える赤字部分のうち、**高コスト地域（回線単価上位4.9%）に限り補填する措置**については、メタル加入電話と同様の設備形態で提供する**競合サービスの撤退が確実**であること等も踏まえ、**実際に終了するまでの間に、当該措置の見直しを検討**することが適当。

# 3. 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方

## (②第一種交付金制度の見直し)

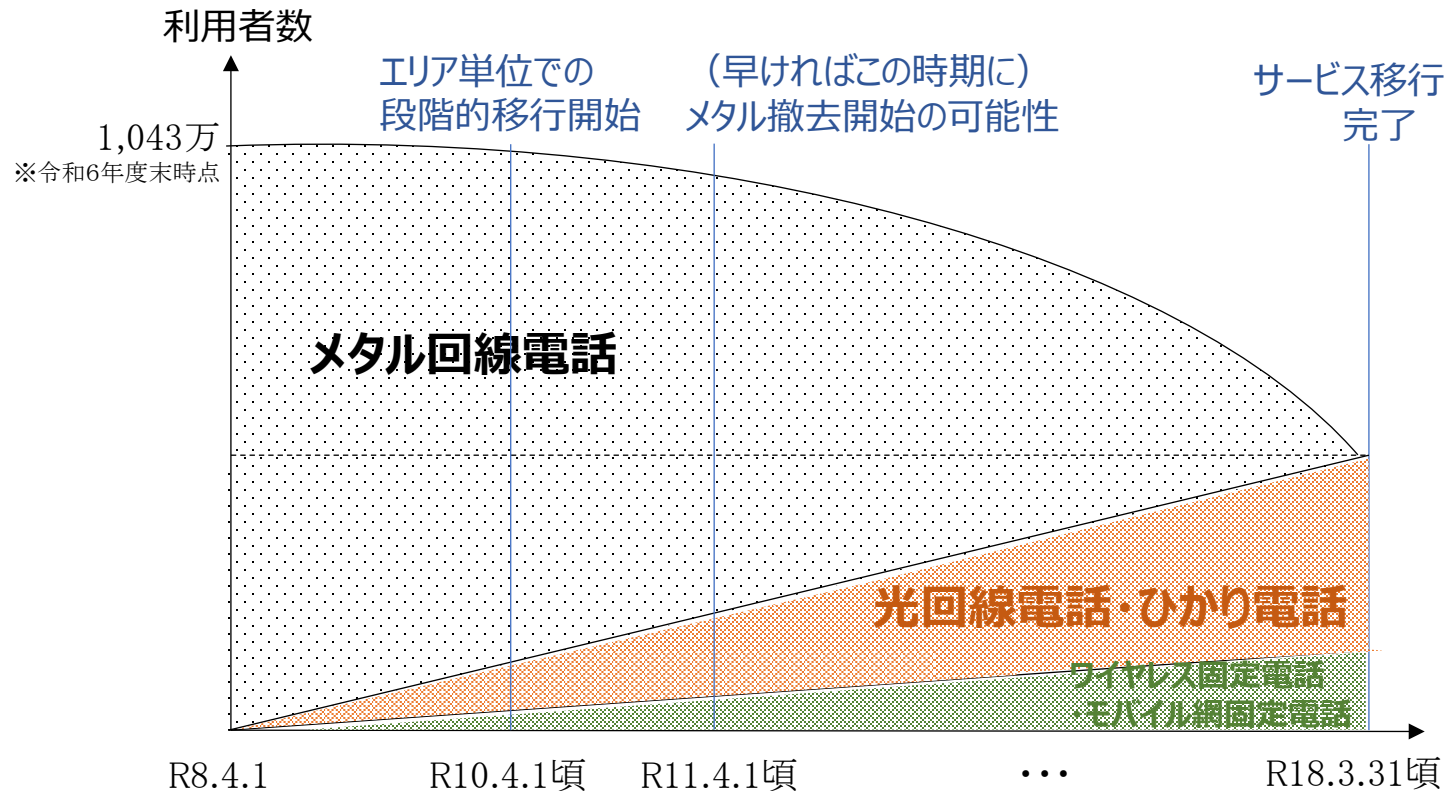
### 具体的方向性 (続き)

- 各種補正措置については、以下の方向性で実施又は検討することが適当。
  - ・ 当分の間、コストベンチマークに「標準偏差の2倍（ $2\sigma$ ）」を加えた額を超える部分に限り補填する措置については、**令和8年度中に当該措置を終了させるための制度整備**を行い、**令和10年度交付分から適用**する
  - ・ いわゆる「**光IP補正**」については、**当面補正措置として維持**する（※）
    - ※ メタル加入電話の移行状況等も踏まえつつ、「新たな交付金制度」の導入時期とあわせて「光IP補正」の継続の可否についても検討
  - ・ NTT東西が令和10年度から提供開始を予定している**モバイル網固定電話**については、**メタル加入電話に係る交付金算定上の扱い**（※1）については、ワイヤレス固定電話と同様とする（※2）かどうかを含め、今後、**提供形態等が明らかになった段階で改めて検討**し、最短で、令和10年度から提供開始予定のサービスについて、令和12年度交付分から適用する
    - ※1 モバイル網固定電話が赤字の場合にその赤字を補填する交付金制度の在り方については、「光ファイバや携帯電話網をベースとした新たな交付金制度」を中長期的に検討する中で、その可否も含め、検討する。
    - ※2 効率化効果を反映することを基本としつつ、移行回線数が5000に達するまでは移行前のメタル回線単価を用いて補填額を算定する
- **NTT東日本とNTT西日本との間で赤字額と交付金額の比率に一定の格差が生じている点**については、全体としての**第一種交付金の規模に影響を与えない範囲内**において、その格差を**是正するための方策を講じる**ことが適当。

### 2) 第一種適格電気通信事業者の指定に係る手続

- 今後ユニバーサルサービスとしての**モバイル網固定電話を提供**することが想定される**携帯電話事業者**は、いずれも収支の見合う範囲内で、**第一種適格電気通信事業者としての指定を受けずに提供する意向**であることを踏まえると、第一種適格電気通信事業者の**指定に係る手続**は、もっぱら**NTT東西における取組の現状を踏まえて検討**することとしつつ、**制度上**は、モバイル網固定電話を提供することが想定される**携帯電話事業者にも適用可能なものとする方向で検討**することが適当。
- 固定電話の担当支援区域の単位については、第一種適格電気通信事業者としてのNTT東西の手続上の負担に配慮すると、**担当支援区域の単位は「都道府県」と**することが適当。
- 第一種適格電気通信事業者の**指定基準としてのエリアカバー率**については、電話の「あまねく提供責務」が廃止されても、**NTT東西はメタル回線設備の縮退に伴って代替となる光回線電話等を自ら提供**することで**電話のユニバーサルサービスを維持する方針**を示していること等を踏まえ、「**都道府県ごとに90%以上**」とすることが適当。

- 令和7年9月、NTT東西は、**2035年（令和17年）頃**には**メタル設備が維持限界を迎える**ことを踏まえ、加入電話（メタル）を**光回線電話等に段階的に移行する計画**を発表。
- 令和8年度から一部エリアでの先行的な移行を開始し、その際の対応状況等を踏まえ、**令和10年度頃から、エリア単位での段階的なサービス終了計画**を順次公表・周知し、光回線電話等への移行提案を実施する予定。



※ 上記メタル縮退に伴う光電話等への**代替とは別に**、  
電話の**最終保障提供責務**が（限定的ながら）生じうる

ベンチマーク「全国平均費用 + 2σ」  
→ 「2σ」の措置終了

現行の算定範囲(28億円)

全国平均費用 + 標準偏差の2倍

見直しにより追加される算定範囲

全国平均費用

収容局別費用

高コスト地域  
回線数上位4.9%

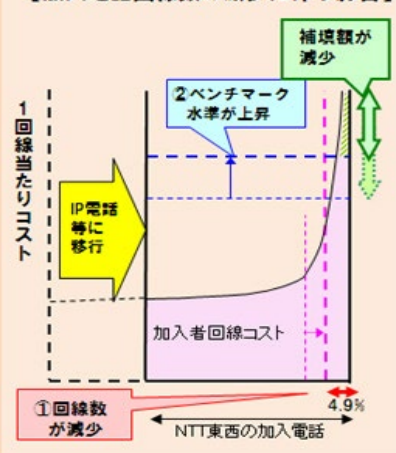
回線数上位4.9%

→ 競合サービス終了までの間に**見直しを検討**

光IP電話に係る補正

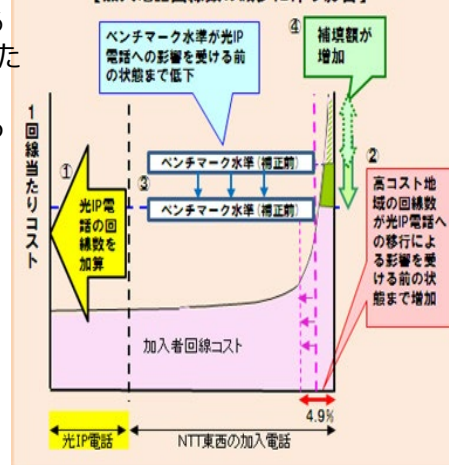
→ **当面維持**

【加入電話回線数の減少に伴う影響】



メタル加入電話から  
光IP電話に移行した  
回線数を、  
現に設置されている  
**メタル加入電話の  
回線数に加算**

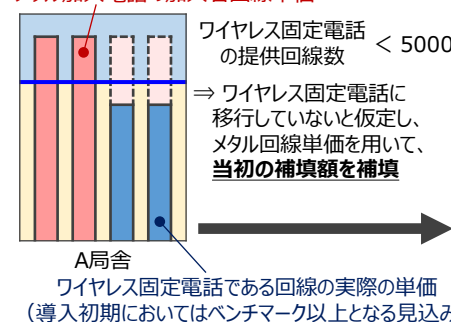
【加入電話回線数の減少に伴う影響】



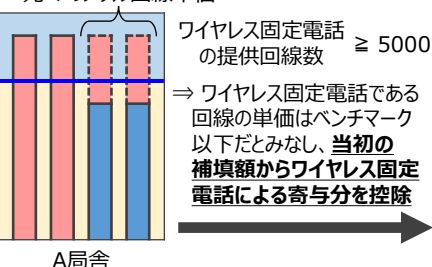
ワイヤレス固定電話に係る補正

→ **モバイル網固定電話の扱いについて提供形態等が明らか  
になった段階で改めて検討**

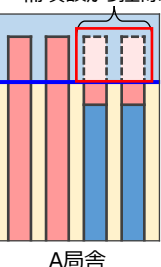
メタル加入電話の加入者回線単価



元々のメタル回線単価



補填額から控除



## (③第二種交付金制度の見直し)

### 基本的方向性

- 現在の交付金制度の基本的考え方の一つである「**内部相互補助**」は、ユニバーサルサービスの提供コストを全体として捉えた上で、**交付金規模をできる限り抑制する観点**からは**合理的**なものであると考えられる。
- **現行の第二種交付金制度**は、あくまで電気通信事業者が**自らの経営判断によって提供**するブロードバンドサービスに係る**赤字を交付金により補填**しようとするものであること等から、「**内部相互補助**」の考え方をベースとした制度設計が志向され、**政策的にブロードバンド環境の整備を推進すべき地域**については、あくまで**限定的**に認められてきたと考えられるが、結果として、**令和8年度**の第二種交付金の規模は**約1.5億円にとどまっている**ことから、政府目標<sup>(※)</sup>の達成のためにも、見直しを検討する必要がある。

※ 「全国の光ファイバの世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指す」(「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定))

- 令和9年度には**最終保障提供責務制度が始まる**ところ、それぞれの第二種適格電気通信事業者が担当する支援区域において、**自らの経営判断によらない責務**としてのブロードバンド環境の整備・維持に伴う**赤字についても**、ブロードバンドサービスの提供による日本全国における**全体の黒字で吸収**することを求めることになる。その上で、担当支援区域が「**手挙げ制**」に**変わる**ことを踏まえれば、赤字の見込まれる支援区域について、第二種適格電気通信事業者となることで**自主的に整備・維持を担おうとするインセンティブが失われる**おそれが高い。
- ブロードバンド環境整備をより一層推進していくためには、**政策的に整備を推進すべき区域として「内部相互補助」の考え方を採用しない類型を拡充**するとともに、**全国の各エリア**で一定のカバー率を有する電気通信事業者が、最終保障提供責務を含め、各エリアでのブロードバンドサービスの担い手となる**インセンティブを高める**方向での制度設計(「**みんなで支えるユニバーサルサービス**」)を志向することが必要かつ適当。

### 具体的方向性

#### 1) 第二種交付金の算定方法の見直し

- 「政策的に整備を推進すべき区域」に交付金資源を重点的に配分するため第二種交付金の算定方法の考え方の見直しを図ることが適当。具体的には、**可能な限り令和11年度から交付**できるよう、**速やかに**以下の方向性で**制度整備に着手**することが適当。
- 「**大幅赤字区域**」については、ブロードバンドサービスの提供による「前事業年度の日本全国における**全体の収支が赤字である場合**」に限らず、これが**黒字であったとしても**、大幅赤字区域において**モデル上見込まれる赤字額を基礎**として第二種**交付金を交付可能**とする

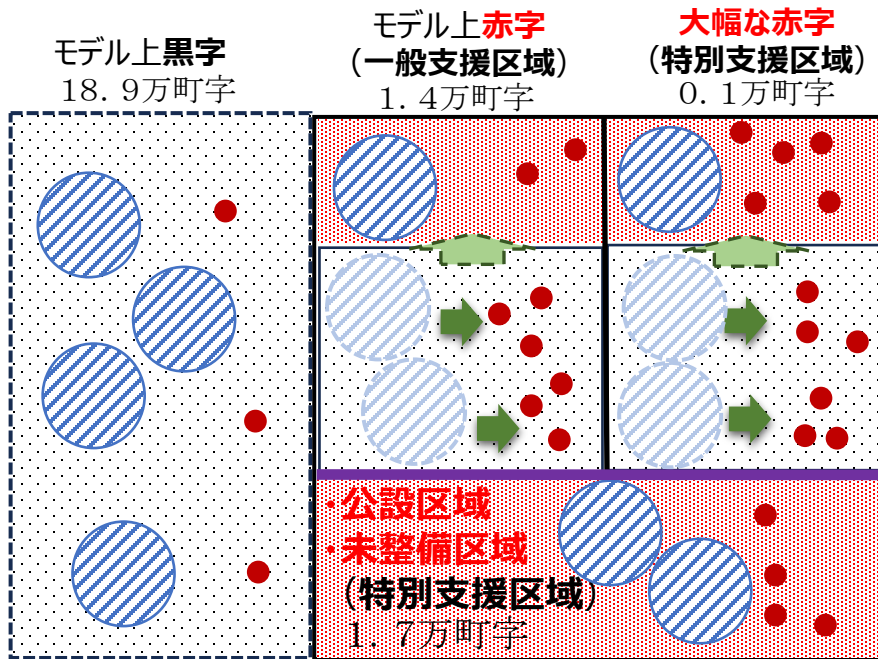
### 具体的方向性 (続き)

- ・「モデル上赤字と見込まれる公設区域」及び「モデル上赤字と見込まれる未整備区域」について、公設光ファイバの譲受けや未整備エリアの整備促進を政策として進める観点から、「モデル上赤字と見込まれる」か否かにかかわらず、特別支援区域として指定可能とする
- ・「モデル上赤字と見込まれる公設区域」について、公設光ファイバの譲受けを政策として進める観点から、令和5年6月16日以降に設置された公設光ファイバを譲り受けた場合も、その譲り受けた設備を用いて提供するブロードバンドサービスの収支が赤字であれば、その赤字額を上限として第二種交付金を交付可能とする
- ・特に離島におけるブロードバンド環境を維持し、その整備をより一層推進するため、民間事業者が「公設の海底ケーブル」を譲り受けた場合には、当該海底ケーブルの費用の全てを交付金原価の算定対象とすることを可能とする制度的枠組みを設ける
- ・事業所が存在する区域からも最終保障役務の提供が求められる場合を想定し、こうした区域をいずれかの者の担当支援区域として指定することを可能とするため、区域の規模、すなわち町字ごとの「カバー率」の算定に、世帯のみならず事業所も勘案することとする
- 「一般支援区域」については、たとえ担当支援区域に指定されたとしても、新たな制度の施行後に解除申請する意向が示されていることから、指定解除手続の煩雑さを回避するためには、当面、一般支援区域は指定しない運用とすることが適当。

### 2) 第二種適格電気通信事業者の指定等に係る手続

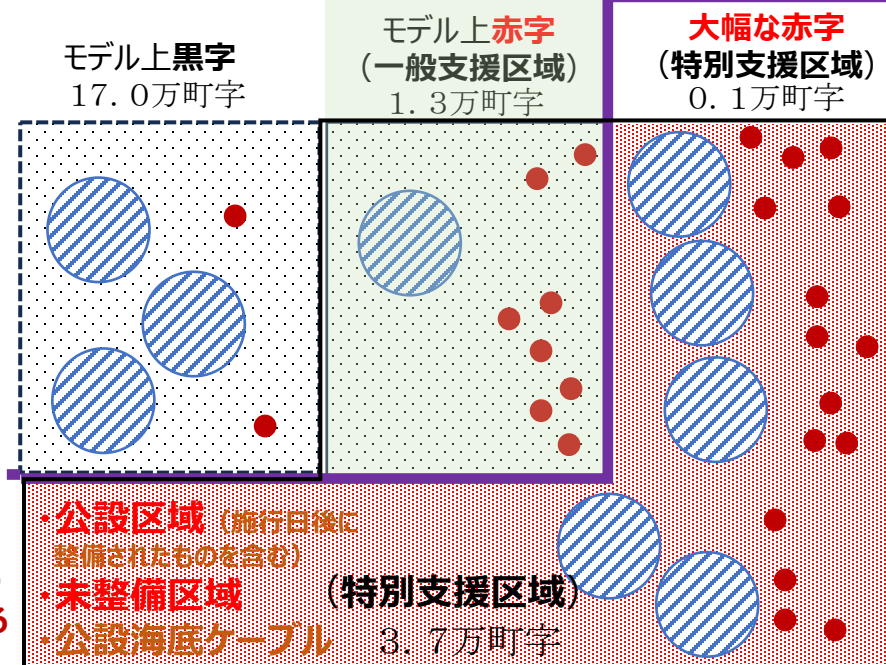
- 第二種支援区域の単位は引き続き「町字」とし、第二種適格電気通信事業者の担当支援区域の指定の基準について、特別支援区域については、引き続き「10%超」とすることが適当。
- 現行の交付金制度と最終保障電気通信役務に対する交付金制度との間で原価算定の考え方や交付金の補填対象となる時期がずれないよう、令和9年度以降は、年度当初に事業者が自ら選定・申請した「担当支援区域」についての指定を受けた後に、最終保障提供責務も含め、面的にブロードバンドサービスを提供する実態に即して、前々年度の実際の赤字の一部を補填する運用とすることが適当。
- 総務大臣による支援区域の指定の追加・解除及びその前提となる回線規模等の報告について、国勢調査の実施年に合わせて、5年に1回程度に見直すことが適当。
- 第二種適格電気通信事業者の担当支援区域における安定的なサービス運営を担保するための要件としての「継続提供期間」について、最終保障提供責務の導入にあわせて、現行の「1年超」から短縮する方向で見直すことが適当。
- 第二種負担金の納付義務を負う高速度データ伝送役務提供事業者からの要望も踏まえ、令和8年度以降の交付分の負担金徴収の執行状況を注視し、顕在化した課題については、その対応方策について速やかに検討することが適当。

## 現行制度



## 見直し後

運用上指定しない

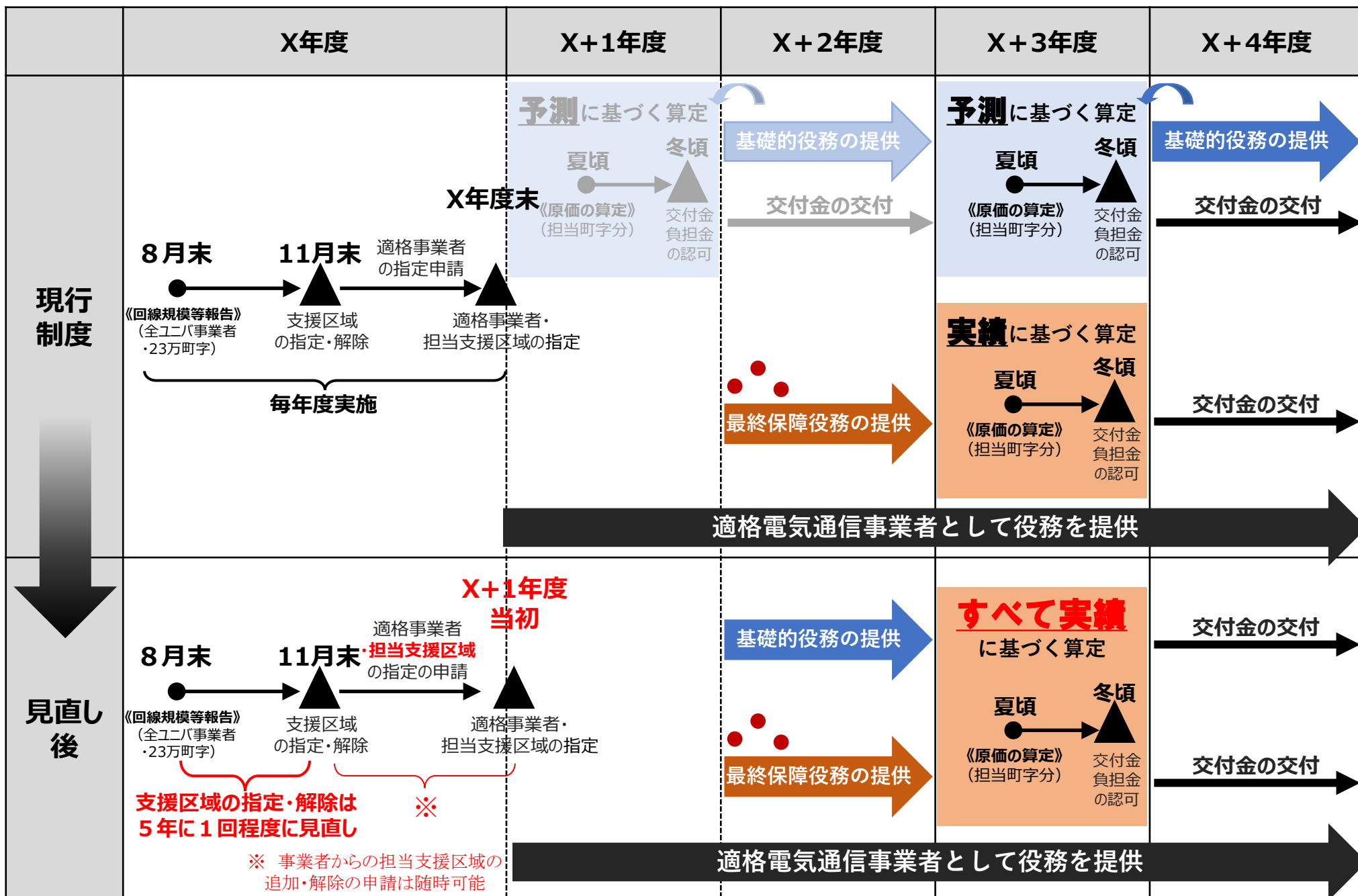


自主的整備

最終保障提供責務  
による整備

適格事業者が担当

支援区域外  
(新制度施行後は  
地域会社が担当)



# 3. 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方

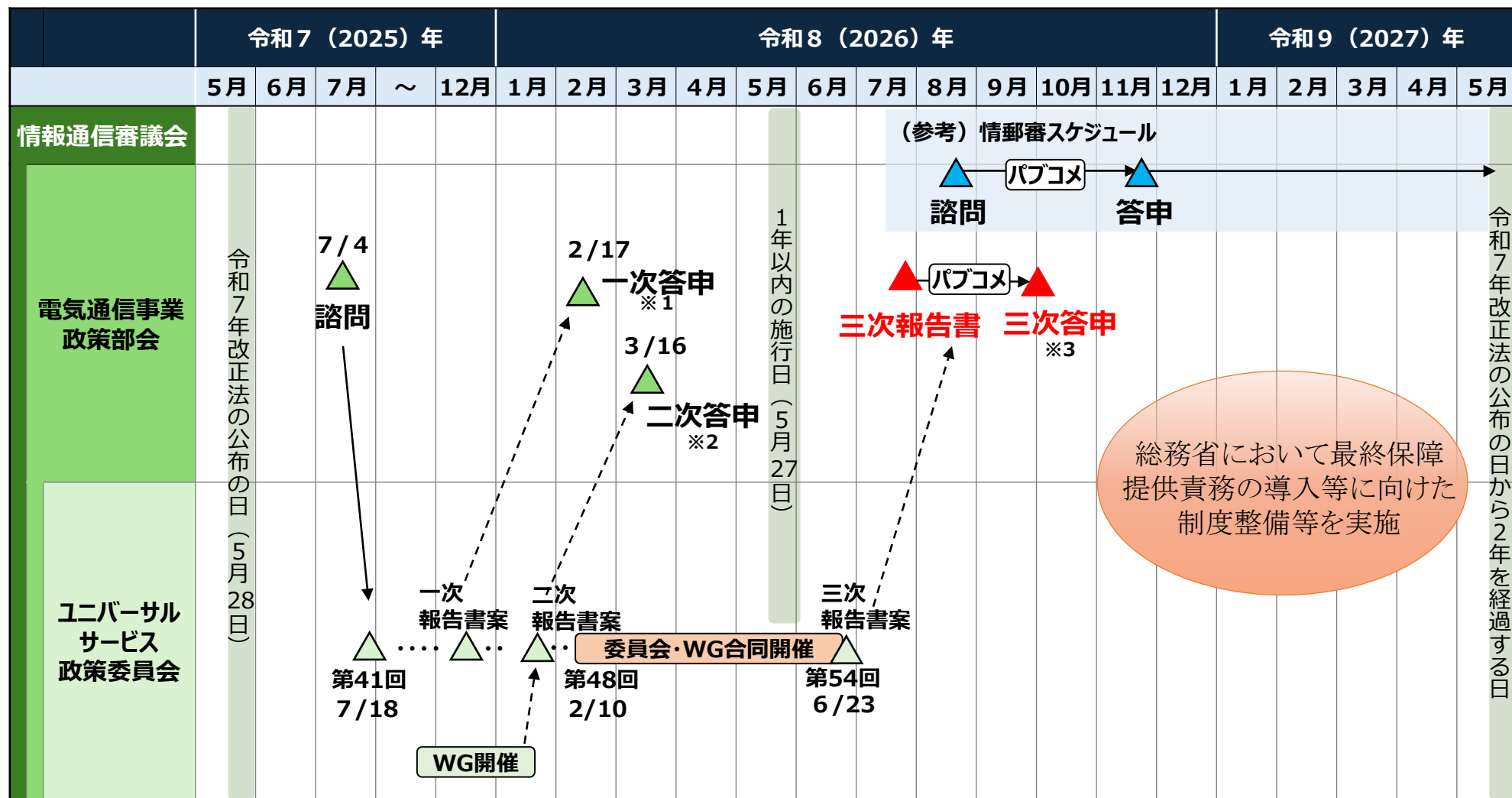
17

## (④最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法)

- 一次答申において、**最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字**については、「**必要十分かつ合理的な水準の額**」を交付金により補填することを基本として検討していくことが適当とした上で、①「**最終保障電気通信役務の提供に要する費用**」は、光ファイバ等の**整備費（減価償却費）と維持費を対象**とすることを基本に検討していくこと、②「**必要十分**」な水準として、最終保障提供責務の履行に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額（**収入費用方式**）を基本とし、かつ、「**合理的な**」水準として、実際に要した費用の中に**非効率と認められるコストがあるときは、当該コストを控除できる仕組み**とすることを基本に検討していくことが適当であるとしたところ。
- **協力の対価**として近隣電気通信事業者に支払うべき具体的な金額について、一次答申では、最終保障電気通信事業者が最終保障電気通信役務の「**提供に要する費用**」として**交付金の算定対象**に含めつつ、交付金規模の肥大化につながらないよう、**合理的な水準であることを求める方向**で検討していくことが適当との方向性を示したところ。

## 考え方

- **制度対応コストの軽減を図る方向**で最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法を設計することが適当。
  - ① **新規設備**に相当する部分の費用については、義務として最終保障電気通信役務を提供するために光ファイバ等を新設したことにより実際に生じた費用であることから、当該**費用の全額**を第二種交付金の**原価として計上**することを認めることが適当。その際、**算定手続上の負担を軽減する観点**から、回線増や共用による**分計は実施せず、実際に構築に要したコスト全額を補填対象とする方向**で検討することが適当。
  - ② **既存設備**に相当する部分の費用について、第二種適格電気通信事業者において最終保障電気通信役務の提供に係る既存設備の設備量等を個別に把握する必要がなくなるため**手続上の負担の軽減**が図られるほか、「**モデル上の費用**」は、**区域ごとの特性を反映**してブロードバンドサービスの維持に要する費用を**合理的な手法により計算**したものであることから、「**最終保障電気通信役務の提供場所のモデル上の費用と同額とみなす方法**」とすることが適当。
- 最終保障電気通信役務としての**提供が終了した場合**でも、責務として提供を開始したものであることを踏まえ、その提供に要する費用については、**新設設備の減価償却費相当額**など、**責務としての提供が継続していたならば通常補填される範囲内**で、**一定の期間継続して第二種交付金の算定対象とすることが適当**。
- 最終保障電気通信事業者が支払う「**協力の対価**」については、最終保障電気通信役務の提供に要する費用として第二種交付金の**算定対象としつつ**、協力として想定される内容が個別具体的であることや協力の対価を含む協定等の細目については当事者間の協議に委ねることを基本としていることから、「**協力の対価**」に対応した**個別の算定方法は規定しないこと**とすることが適当。その上で、**交付金規模の適正性を確保**するため、最終保障電気通信事業者において、「**協力の対価**」として第二種交付金の原価として算定した額が、**自ら設備を設置するとした場合**に要すると見込まれる費用の額**よりも少ないことを疎明**する等の方策をあわせて検討することが適当。
- 最終保障電気通信役務の提供に要する新規設備及び既存設備に係る**原価算定等の妥当性**について判断することは困難であることから、制度**施行後**において、**サンプリング調査等**により、原価の算定方法等の妥当性を**検証する仕組み**を検討することが適当。



※1 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの

2026年2月17日

※2 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填の開始に係るもの、  
BBユニバに関し3年後検討を待たず速やかに検討すべきもの（支援区域の指定理由の公表等）

2026年3月16日

※3 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの・令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの

2026年10月目途